

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

内灘町長

## 公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他関係法令に基づき、所得情報、その他課税資料を元に被保険者に対する国民健康保険税額を算出し、賦課する。 納税義務者等の納付情報により収納管理を行う。 滞納者に対して、督促状の送付、滞納処分等を行う。</p> <p>・本事務における 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徵収</li><li>②口座振替処理</li><li>③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理</li><li>④督促及び催告処理</li><li>⑤滞納管理、地方税法に基づく調査</li></ul> <p>・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	(1)市町村事務処理標準システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険税情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納情報ファイル (4)口座情報ファイル (5)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表  【情報提供】 実施しない  【情報照会】 48項

**5. 評価実施機関における担当部署**

①部署	市民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長

**6. 他の評価実施機関**

--

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	市民福祉部保険年金課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6702
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っているほか、取扱時には、複数人による確認作業を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】

[  十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証に限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとにシステム上で管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析を行って不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の16の項	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項 (46項) 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 (27,42,44,45項)	【情報照会】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(27,42,44,45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20,25,26条 【情報提供】 なし	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)、接続する(提供)	接続する(入手)、接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月28日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  <b>【情報提供】</b>          第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条规定又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項          (46項)  <b>【情報照会】</b>          第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項          (27,42,44,45項)          平成26年内閣府・総務省令第7号  <b>【情報提供】</b>未制定  <b>【情報照会】</b>20,25,26条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  <b>【情報提供】</b>          第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条规定又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項          (46項)  <b>【情報照会】</b>          第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項          (27,42,44,45項)          平成26年内閣府・総務省令第7号  <b>【情報提供】</b>未制定  <b>【情報照会】</b>20,25,26条</p>	事後	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。
令和6年2月28日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和6年2月28日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和6年2月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)	事前	
令和6年2月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I . 1. ②事務の概要	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。	事後	
令和7年10月31日	I . 1. ③システムの名称	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保情報集約システム	(1)市町村事務処理標準システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保情報集約システム	事前	
令和7年10月31日	I . 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項 別表 24項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年10月31日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項 (46項) 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」及び「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 (27,42,44,45,121項)  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】20,25,26条	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表  【情報提供】 実施しない  【情報照会】 48項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年10月31日	II . 1. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	II. 2. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更に該当しない
令和7年10月31日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新設	事後	新様式への変更
令和7年10月31日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設	事後	新様式への変更